

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月9日(金)午後1時55分から午後2時08分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	吉田 龍平	〃
〃	3	高田 正和	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
会長職務代理者	5	高田 光國	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
会長	6	田邊 忠宏	〃	〃	3	辻田 樞市	〃
委員	7	原田 敬造	〃	〃	5	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

6. 会議の概要

議長

少し早いですが、ただ今から令和元年第8回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員4名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、5番高田光國委員、7番原田敬造委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは議事に入ります。

今回上程されています、議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第13号、整理番号13から15までについて、関連議案ですので一括してご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、整理番号13は、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地域にあり、1筆、地目は田、面積は641㎡です。

整理番号14は、譲渡人●●●●さんです。

先ほどと同様に白地域にあり、1筆、地目は田、面積は206㎡です。

整理番号15は、譲渡人●●●●さんです。

先ほどと同様に白地域にあり、3筆、地目は田が2つ、畑が1つ、面積は、計1,279㎡です。

今回、譲受人の●●●●さんが所有権を取得し、建売住宅の建築を目的に申請が行われました。

議長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

転用目的は、建売住宅の建築となっております。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間に擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路、沈殿枡を設け、既存排水路へ接続します。

生活排水については、公共下水道へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、

影響はないと判断します。

以上です。

議 長
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、建売住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの案件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えております。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は、特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議 長

ただいまの議案第13号、整理番号13から15の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

● 番

図面の真ん中あたり●●さんの所に広池の用水路が回っている。途中、高い所があつて行きにくい。この度、側溝をやり替えるなら、水利委員と相談し、スムーズに流れる勾配に直してほしい。●●委員、どうですか。

● 番

流れているようだが。

事務局

●●さん宅の西側、道路に面する所ですね。状況を見て、流れるようにしてほしいと伝えておきます。

議 長

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号13から15について、許可することに賛成の農業委員の方は、

挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第13号、整理番号13から15は、許可と決定します。

次に、議案第13号、整理番号16について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第13号、整理番号16について、ご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく一時転用でございます。

借受人●●●●さん、貸付人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田、面積は1,003㎡のうち一部として990㎡です。

今回、借受人の●●さんが土地を借り受け、●●●●●の工事に係る現場事務所建築を目的に申請が行われました。

議長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

転用目的は、現場事務所の建築となっております。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間に素掘り水路を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、浸透及び素掘りの水路を経由し、排水ピットに接続し、既存排水路へ接続します。

生活排水については、基本的に大量の排水は出ず、手洗い時に生じる排水程度で、先ほどの排水ピットへ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な事務所ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、現場事務所の建築であり、適当であると考えます。

条件、資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許・許可・認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

また、令和2年5月まで利用した後は、農地に復元し、適正に管理する

ということで、誓約書も出されており、問題ないと認められます。

以上です。

議 長 ただいまの議案第13号、整理番号16の案件に関し、事務局説明及び
現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号16について、許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願
います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第13号、整理番号16は、許可と決
定します。

以上をもちまして、令和元年第8回総会を閉会いたします。